

通行できない経路は 不許可となります

これまで算定あるいは協議の結果、通行できない経路であることが判明した場合、迂回路等の補正の連絡をしていましたが、平成19年10月1日受付分より不許可となります。

全ての経路が通行できない場合は、申請そのものが不許可となりますが、複数経路のうち、一部に通行できない経路が存在する場合、通行できる経路のみの許可となります。

通行できない経路は、不許可経路調書で確認願います。

(オンライン申請の場合は、条件書及び不許可経路調書で確認願います。)

不許可

株式会社 _____ 殿

特殊車両通行許可申請の不許可について(通知)

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日付けで申請のあった標記について下記により不許可とする。

記

・不許可とした理由

不許可経路調書

株式会社 _____ 殿

不許可経路調書

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日付けで申請のあった標記について下記により不許可といたしますからご承知ください。

記

1. 不許可となった経路
2. 不許可とした理由

不許可となった経路であっても審査のために要した手数料は返却できません。

不許可となった経路については、必要に応じ迂回路等の訂正を行って、再度申請を行って下さい。その場合、手数料はあらためて必要となります。

不明な点は窓口にお問い合わせ下さい。

申請件数の増加に伴い、許可までに時間を要する傾向にあります。

処理期間の短縮を図るために必要ですので、ご理解とご協力をお願いします。

申請前に申請支援システム (<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/>) の算定機能で算定内容を事前に確認のうえ申請をおこなうようにして下さい!

近畿地方整備局 道路部 交通対策課 (06 6942-1149(代))

京都国道事務所 管理第一課 特殊車両係 (075-351-3300(代))